

令和4年3月7日

各務原市総合事業 指定事業者 御中

各務原市高齢福祉課

**令和4年4月1日からの「介護予防・日常生活支援総合事業」
(総合事業)の単位・加算の改正について**

平素は市の介護保険行政につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和4年度の総合事業の単位・加算について、別紙のとおり変更します。ご承知おきいただき、必要がある場合には書類の提出をお願いいたします。

記

- 1 総合事業の単位の変更および加算の新設について 《別紙のとおり》
- 2 コードの変更について
上記の変更に伴い、国保連請求時等で使用するサービスコードの変更が発生します。
新しいサービスコードの市ウェブサイトへの掲載は、3月下旬ころを予定しています。

変更届等及びサービスコード表はこちらからダウンロードできます。

市ウェブサイトトップページ > くらし・市政 > 事業者向け情報 > 介護保険
> 地域支援事業について > 介護予防・日常生活支援総合事業
> 指定事業所の指定について

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009192.html>

【問い合わせ】

各務原市 高齢福祉課 高齢福祉係
担当：長縄・近藤
電話：058-383-1779（直通）
Fax：058-383-6365

令和4年4月1日改定

▶訪問型サービスA（A3）

① 単価の改定 ※変更届等の提出は必要ありませんが、利用者へ周知が必要となります。

| サービス種類 | 変更前 | 変更後 |
|------------------|---------------------------------|--|
| 訪問型サービスA (A3) | 生活支援サポーター 単価 222 単位 (1 回につき) | 生活支援サポーター 単価 <u>227</u> 単位 (1 回につき) |
| 訪問型サービスA (A3) | 有資格者 単価 222 単位 (1 回につき) | 有資格者 単価 <u>227</u> 単位 (1 回につき) |

② 介護職員処遇改善加算の新設 ※特定処遇改善加算の新設はありません。

| サービス種類 | 変更前 | 変更後 |
|------------------|------|---|
| 訪問型サービスA (A3) | 加算なし | 介護職員処遇改善加算Ⅰ 実施単位数の 137/1,000 程度加算 (詳細はサービスコード表のとおり) |
| 訪問型サービスA (A3) | 加算なし | 介護職員処遇改善加算Ⅱ 実施単位数の 100/1,000 程度加算 (詳細はサービスコード表のとおり) |
| 訪問型サービスA (A3) | 加算なし | 介護職員処遇改善加算Ⅲ 実施単位数の 55/1,000 程度加算 (詳細はサービスコード表のとおり) |

▶通所型サービスA（A7）

① 介護職員処遇改善加算の新設 ※特定処遇改善加算の新設はありません。

| サービス種類 | 変更前 | 変更後 |
|------------------|------|--|
| 通所型サービスA (A7) | 加算なし | 介護職員処遇改善加算Ⅰ 実施単位数の 59/1,000 程度加算 (詳細はサービスコード表のとおり) |
| 通所型サービスA (A7) | 加算なし | 介護職員処遇改善加算Ⅱ 実施単位数の 43/1,000 程度加算 (詳細はサービスコード表のとおり) |
| 通所型サービスA (A7) | 加算なし | 介護職員処遇改善加算Ⅲ 実施単位数の 23/1,000 程度加算 (詳細はサービスコード表のとおり) |

訪問型サービスA（A3）・通所型サービスA（A7）において、令和4年4月1日より、介護職員処遇改善加算の算定を希望される場合は、令和4年4月15日（金）までに①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 1-1）、②総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-2）、③処遇改善加算計画書の提出をお願いいたします。

※提出書類削減のため、加算の変更の際、変更届（様式第3号）の提出は不要となりました。

（提出先：各務原市介護保険課 施設指導係（058-383-2067）